○環境省令第十七号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二条第七項及び第十二条第一項の規定に基づき、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年六月十五日

環境大臣　山本　公一

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則の一部を改正する省令

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十条　法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（ファスィアヌス・コロキクス・カルポウィ）を除く。）	（略）	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで
チョウセンイタチ（ムステラ・スィビリカ）	長崎県対馬市	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで
ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県の区域	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで
シマリス（タミアス・スィビリクス）	（略）	平成二十九年九月十五日から平成三十四年九月十四日まで

改正前

（対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限）

第十条　法第十二条第一項第一号の環境大臣が禁止する捕獲等は、次の表の上欄に掲げる対象狩猟鳥獣ごとに、それぞれ同表の中欄に掲げる区域内及び同表の下欄に掲げる期間内において行う捕獲等とする。

対象狩猟鳥獣	捕獲等を禁止する区域	捕獲等を禁止する期間
ヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ）（亜種コシジロヤマドリ（スィルマティクス・ソエンメルリンギィ・イジマエ）を除く。以下この条において同じ。）の雌及びキジ（ファスィアヌス・コロキクス）の雌（亜種コウライキジ（ファスィアヌス・コロキクス・カルポウィ）を除く。）	（略）	平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで
ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）	（新規）	（新規）
ヒヨドリ（ヒプスィペテス・アマウロティス）	（略）	平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで
ツキノワグマ（ウルスス・ティベタヌス）	三重県、奈良県、和歌山県、島根県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県の区域	平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで
シマリス（タミアス・スィビリクス）	（略）	平成二十四年九月十五日から平成二十九年九月十四日まで